

## 愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱（案）

### （目的）

第1条 まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、庁内各部局の連携のもとに、愛知県のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- （2）その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

### （組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### （本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

### （会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

### （幹事会）

第6条 推進本部に愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を行う。
  - （1）推進本部へ付する事項の調査・検討
  - （2）その他推進本部を円滑に運営するために必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

### （庶務）

第7条 推進本部の庶務は、知事政策局企画課において処理する。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

別表第 1

本部員	知事政策局長 総務部長 総務部人事局長 地域振興部長 県民生活部長 防災局長 環境部長 健康福祉部長 健康福祉部保健医療局長 産業労働部長 産業労働部労政局長 農林水産部長 農林水産部農林基盤局長 建設部長 建設部建築局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長
-----	---

別表第 2

幹事長	知事政策局次長
幹事	知事政策局企画課長 総務部総務課長 総務部市町村課市町村行政支援室長 地域振興部地域政策課長 県民生活部県民総務課長 防災局防災危機管理課長 環境部環境政策課長 健康福祉部医療福祉計画課長 健康福祉部子育て支援課長 産業労働部産業労働政策課長 農林水産部農林政策課長 建設部建設企画課長 建設部都市計画課長 会計局管理課長 企業庁管理部総務課長 病院事業庁管理課長 教育委員会管理部総務課教育企画室長 警察本部警務部警務課長